

差押書

①差押書

②次の通り、滞納市税等を徴収するため、財産を差し押えます。

③滞納者 ④住所(所在地) ⑤氏名(名称) ⑥滞納金額 ⑦合計(法律による金額) ⑧滞納処分費 ⑨財産 ⑩(対象財産名称等 または 別紙参照) ⑪備考

12

＜区からの通知の場合＞

この通知による処分の内容に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法第19条の4の規定による期限がこれより早く到来する場合はその期限まで）に横浜市長に審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当区役所を経由して提出することもできます。この通知による処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として（横浜市長が被告の代表者となります。）提起できます。

なお、この処分の取消しの訴えは前述の審査請求にかかる裁決を経た後でなければ提起できないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起できます。ただし、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できません。

＜納税管理課からの通知の場合＞

この通知による処分の内容に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法第19条の4の規定による期限がこれより早く到来する場合はその期限まで）に、横浜市長に審査請求をすることができます。この通知による処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として（横浜市長が被告の代表者となります。）提起できます。

なお、この処分の取消しの訴えは前述の審査請求にかかる裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起できます。ただし、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できません。

⑬お問い合わせ先

差押調書(謄本)

①差押調書(謄本)

- ②次の通り、滞納市税等を徴収するため、財産を差し押えましたので、国税徴収法第54条の規定によりこの調書を作ります。なお、この債権の取立て、その他の処分を禁じます。

③滞納者 ④住所(所在地) ⑤氏名(名称) ⑥滞納金額 ⑦合計(法律による金額) ⑧滞納処分費⑨財産
⑩(対象財産名称等 または 別紙参照) ⑪備考
⑫

＜区からの通知の場合＞

この通知による処分の内容に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法第19条の4の規定による期限がこれより早く到来する場合はその期限まで）に横浜市長に審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当区役所を経由して提出することもできます。この通知による処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として（横浜市長が被告の代表者となります。）提起できます。

なお、この処分の取消しの訴えは前述の審査請求にかかる裁決を経た後でなければ提起できることとされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起できます。ただし、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できません。

＜納税管理課からの通知の場合＞

この通知による処分の内容に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法第19条の4の規定による期限がこれより早く到来する場合はその期限まで）に、横浜市長に審査請求することができます。この通知による処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として（横浜市長が被告の代表者となります。）提起できます。

なお、この処分の取消しの訴えは前述の審査請求にかかる裁決を経た後でなければ提起することができないことがあります。ですが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことににつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起できます。ただし、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できません。

⑬お問い合わせ先

差押調書(謄本)

①差押書

②次の通り、滞納市税等を徴収するため、財産を差し押えましたので、国税徴収法第54条の規定によりこの調書を作ります。

③滞納者 ④住所(所在地) ⑤氏名(名称) ⑥滞納金額 ⑦合計(法律による金額) ⑧滞納処分費(法律による金額) ⑨財産 ⑩(対象財産名称等 または 別紙参照) ⑪備考
⑫

＜区からの通知の場合＞

この通知による処分の内容に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法第19条の4の規定による期限がこれより早く到来する場合はその期限まで）に横浜市長に審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当区役所を経由して提出することもできます。この通知による処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として（横浜市長が被告の代表者となります。）提起できます。

なお、この処分の取消しの訴えは前述の審査請求にかかる裁決を経た後でなければ提起できないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起できます。ただし、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できません。

＜納税管理課からの通知の場合＞

この通知による処分の内容に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法第19条の4の規定による期限がこれより早く到来する場合はその期限まで）に、横浜市長に審査請求をすることができます。この通知による処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として（横浜市長が被告の代表者となります。）提起できます。

なお、この処分の取消しの訴えは前述の審査請求にかかる裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起できます。ただし、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できません。

⑬お問い合わせ先

差押調書(謄本)

①差押調書(謄本)

②次の通り、滞納市税等を徴収するため、国税徴収法第142条に基づき捜索を行い、財産を差し押さえましたので、国税徴収法第54条の規定によりこの調書を作ります。

③滞納者 ④住所(所在地) ⑤氏名(名称) ⑥滞納金額 ⑦合計(法律による金額) ⑧滞納処分費(法律による金額) ⑨財産 ⑩(対象財産名称等 または 別紙参照) ⑪検索日時

⑫滞納処分のために捜索した場所または物

⑬上記の検索に立ち会い、差押調書(謄本)を受領しました。

⑯差押調書(謄本)(検索を受けた者あて)を受領しました。

15 上記

16

＜区からの通知の場合＞

この通知による処分の内容に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法第19条の4の規定による期限がこれより早く到来する場合はその期限まで）に横浜市長に審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当区役所を経由して提出することもできます。この通知による処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求にかかる裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として（横浜市長が被告の代表者となります）提起できます。

なお、この処分の取消しの訴えは前述の審査請求にかかる裁決を経た後でなければ提起できないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起できます。ただし、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できません。

＜納税管理課からの通知の場合＞

この通知による処分の内容に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法第19条の4の規定による期限がこれより早く到来する場合はその期限まで）に、横浜市長に審査請求することができます。この通知による処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求にかかる裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として（横浜市長が被告の代表者となります。）提起できます。

なお、この処分の取消しの訴えは前述の審査請求にかかる裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起できます。ただし、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できません。

⑯お問い合わせ先